

発議第 12 号

松伏町議会会議規則の一部を改正する規則

松伏町議会会議規則（昭和 63 年松伏町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 101 条」を「第 101 条の 2」に、「第 130 条」を「第 129 条の 2—第 130 条」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 32 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条（投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義）第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 85 条中「第 32 条（開票及び投票の効力）」を「第 32 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 11 章中第 101 条の次に次の 1 条を加える。

（資格決定の通知）

第 101 条の 2 法第 127 条（失職及び資格決定）第 3 項の規定により準用される法第 118 条（投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義）第 6 項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 103 条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第 19 章中第 130 条の前に次の 2 条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第 129 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

とができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条（日程の作成及び配布）、第91条（請願文書表の作成及び配布）第1項、第92条（請願の委員会付託）第1項及び第125条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したもの）の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による作成等）

第129条の3 この規則の規定（第29条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第85条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規

則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者	松伏町議会議員	増 田	等
賛成者	松伏町議会議員	高 野 祐	大
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真	也
賛成者	松伏町議会議員	川 上	力
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊	一
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木	勉

提 案 理 由

議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、この案を提出するものである。